

伊方 3 号機における作業員の負傷について（第 2 報）

13. 4. 4  
環境政策課  
(内線2443)

[異常の区分]

国への法律・通達に基づく報告対象事象		有 ・ 無 原子炉等規制法の報告対象外 労働安全衛生法の報告対象
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 ]
異常の概要	発生日時	13年4月3日 23時29分
	発生場所	1号・2号・ <b>3号</b> ・共用設備
		<b>管理区域内</b> ・ 管理区域外
種類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、 <b>人身災害</b> 、その他	

[異常の内容]

本日 4 時 56 分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所における作業員の負傷に係る第 2 報がありました。その概要は次のとおりです。

- 1 八幡浜市立総合病院での診断の結果、「右両下腿骨骨折・頭部挫傷・左下腿挫傷・左第 2 趾挫傷により、平成13年 4 月 4 日より向こう 2 ～ 3 ヶ月の加療を要する見込み」と診断された。
- 2 なお、負傷者の計画外被ばく並びに汚染はなかった。
- 3 また、第 1 報で、グレーチングの手直し作業と報告されていましたが、正確には、チェッカーズプレートでしたので、訂正します。

(伊方発電所及び周辺の状況)

原子炉の運転状況	1号機	<b>運転中 (出力 100%)</b> ・ 停止中
	2号機	<b>運転中 (出力 100%)</b> ・ 停止中
	3号機	運転中 (出力 %) ・ <b>停止中</b>
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		<b>通常値</b> ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		<b>通常値</b> ・ 異常値

(お知らせ)

発信年月日	平成13年 4月 4日 (水) 4時56分
発信者	伊方発電所 森岡
号 機	1号機 (566 MW) ・ 2号機 (566 MW) ・ <b>3号機 (890 MW)</b>
発生前 状 況	1.出力566MWにて(出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下 中) <b>2.第5回 定期検査中</b>
発生状況 概 要	設備トラブル ・ <b>人身事故</b> ・ 地震 ・ モニタ関係 ・ その他
	1. 発生日時： 4月 3日 23時29分頃 2. 場 所： 3号機 格納容器内32m (管理区域： <b>内</b> ・外)
	3. 状 況： 3号機のチェッカープレート(鋼板)の手直し作業において、作 業員1名が E L 32mから約E L 26mの床面に落下し、負傷しました。 このため、当該作業員は救急車を手配し、負傷者を市立八幡浜総 合病院に搬送 しました。  【第1報にてお知らせ済み】 病院での診断の結果、「右両下腿骨骨折・頭部挫傷・左下腿挫 傷・左第2趾 挫傷により、平成13年4月4日より向こう2～3ヶ月の加療を要す る見込み」と 診断されました。 なお、負傷者の計画外被ばく並びに汚染はありません。  これをもちまして、本件に係るお知らせを終了させていただきます。
運転状況	1号機： <b>出力運転中</b> ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 2号機： <b>出力運転中</b> ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 3号機：出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ <b>定検中</b>
備 考	<a href="#">添付資料-1：伊方3号機原子炉格納容器内災害発生場所</a>

[県の公表区分の説明など](#)

[異常発生場所（立面図）](#)

[異常発生場所（平面図）](#)

[異常発生場所（写真）](#)

(参考)

1 国への法律・通達に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び大臣通達等に基づき、国（経済産業省原子力安全・保安院等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律・通達に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A, B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）以上の被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。





